



## オーストラリア: 「胚」・「余剰胚」の定義

### 「ヒト胚を用いる研究に関する法律」

- 「胚」=「ヒトゲノム又は改変されたヒトゲノムを有する**発生可能な胚**で、雌雄前核(2 pro-nuclei)の出現又は他の方法による発育の開始から8週未満発育した胚」( § 7)
- 「余剰胚」=女性の生殖補助技術治療で用いるために、生殖補助技術によって作成された胚で、かつ、(i)胚を作成した女性、及び、(ii) (いれば)胚が作成された時の彼女の配偶者、の必要性を上回っている人の胚 ( § 9(1))
- 「必要性を上回っている」=(a)当該女性の**ART治療に関する目的以外の目的で胚を利用すること**を書面で許可を与え、許可が有効である場合； (b)胚が彼等の**必要を超えていること**を書面で決定し、決定が有効である場合( § 9(2))